

令和7年度業務管理体制一般検査等について

令和8年3月 広島県医療介護基盤課

1 概要

介護保険法第115条の33第1項に基づき介護サービス事業者に対し業務管理体制一般検査を次のとおり実施しました。

- (1) 検査方法: 該当事業者に対して文書により通知の上、電子申請システムにより実施。
- (2) 実施期間: 令和7年10月1日から令和7年11月30日
- (3) 回答数 57事業者

2 検査結果

6 法令等違反処理態勢

ア 法令等違反行為の疑いの通報（内部通報）があった場合、速やかに事実関係、背景、原因、他の利用者への影響等を調査する態勢を整備していますか。

① 整備している 56件 ② 整備していない 1件

イ 上記調査の結果、法令等違反行為に該当する恐れが強いと判断した事例については、速やかに改善措置を講じていますか。（6のアで①と回答した事業者のみ）

① 講じている 22件 ② 講じていない 0件 ※ 事例がない 17件

（回答なし：17件）

ウ 上記調査の結果、当該事業所以外の事業所等にも調査結果を還元するとともに、全事業所等において再発防止策を講じていますか。（6のアで①と回答した事業者のみ）

① 講じている 22件 ② 講じていない 0件 ※ 事例がない 15件

（回答なし：19件）

※ 法令等違反行為に該当する恐れが強いと判断した事例があった場合は、速やかに改善するとともに、再発防止策を講じてください。

3 その他

○業務管理体制の整備に関する事項の届出

行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から、厚生労働省において「業務管理体制に関する届出システム(以下「届出システム」という。)」が構築され、令和5年3月28日から、電子申請等による届出が可能となりました。

届出事項に変更があった場合、当該届出システムにより届出してください。

特に、次の事項について変更があった場合は、必ず届出するようお願いします。

- ・ 事業の規模
- ・ 法令遵守責任者
- ・ 法人本部の所在地・連絡先

※ 次の場合は変更の届出は必要ありません

- ・ 事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合
- ・ 法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合

なお、届出先は次のとおりです。

届出先区分	届出先
事業者等が3以上の地方厚生局管轄区分に所在する事業者	厚生労働大臣
事業者等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事
事業所等が広島市内にのみ所在する事業者	広島市長(介護保険担当課)
事業所等が呉市内にのみ所在する事業者	呉市長(介護保険担当課)
事業所等が福山市内にのみ所在する事業者	福山市長(介護保険担当課)
地域密着型サービス(予防を含む)のみを行い、事業所等が同一市町内に所在する事業者	市町長(介護保険担当課)
上記以外の事業者	広島県知事(健康福祉局医療介護基盤課)